

広島県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

令和八年二月十二日までの間、縦覽に供する。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

一 道路の種類 国道	二 路線名 三一三号	三 道路の区域
---------------	---------------	---------

区間 の新別旧	区間 の新別旧	区間 の新別旧
（敷地の幅員 メートル）	（敷地の幅員 メートル）	（敷地の幅員 メートル）
（延長 メートル）	（延長 メートル）	（延長 メートル）
一 路線名 四八六号	二 路線名 国道	三 道路の区域
福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先から 福山市神辺町大字上御領字横田一六四〇番一 地先まで	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先から 福山市神辺町大字上御領字境一〇六八番六地 先まで	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先から 福山市神辺町大字上御領字横田一六四〇番一 地先まで
新 九八〇〇〇〇	旧 七・六〇三 〇〇	新 二〇〇〇〇〇 九八〇〇〇〇 〇〇 三、一五五・
（メートル） （メートル） （メートル）	（メートル） （メートル） （メートル）	（メートル） （メートル） （メートル）
備考	備考	備考

区間 の新別旧	区間 の新別旧	区間 の新別旧
（敷地の幅員 メートル）	（敷地の幅員 メートル）	（敷地の幅員 メートル）
（延長 メートル）	（延長 メートル）	（延長 メートル）
一 道路の種類 国道	二 路線名 四八六号	三 道路の区域
福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先から 福山市神辺町大字上御領字横田一六四〇番一 地先まで	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先から 福山市神辺町大字上御領字境一〇六八番六地 先まで	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先から 福山市神辺町大字上御領字横田一六四〇番一 地先まで
新 九八〇〇〇〇	旧 七・六〇三 〇〇	新 二〇〇〇〇〇 九八〇〇〇〇 〇〇 三、一五五・
（メートル） （メートル） （メートル）	（メートル） （メートル） （メートル）	（メートル） （メートル） （メートル）
備考	備考	備考

福山市神辺町大字上御領字上滝山一六三九番 一地先から	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三四番 一〇地先まで
福山市神辺町大字上御領字境一〇六七番一地 先から	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先まで
福山市神辺町大字上御領字上滝山一六三九番 一地先から	福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一五地先まで
福山市神辺町大字下御領字高瀬町一三三五番 一〇地先まで	福山市神辺町大字上御領字上滝山一六三九番 一地先から
新	旧
九八二〇 ・〇〇 ○○	七七・六〇三 〇〇
〇〇三、一五五 一五五・	〇〇三、七四一 一五五・
〇〇メートル 三、七一四・	ダブルウエイ 解除 不用物件延長 と重複 国道三二三号 ダブルウエイ